

柏崎市福祉保健部福祉課障害相談係 非常勤職員募集要項

令和８（２０２６）年９月１６日

柏崎市福祉保健部福祉課

１ 募集期間

令和８（２０２６）年９月１６日から当面の間

※ただし、採用が決定した時点で募集を終了します。

２ 採用職種・採用予定数・勤務場所

採用職種	採用予定数	勤務場所
障害福祉サービス等相談職員	１人	柏崎市福祉保健部福祉課 障害相談係 (柏崎市日石町２番１号 柏崎市役所１階)

３ 任用期間

任用開始日から令和９（２０２７）年３月３１日まで

※ただし、任用期間満了後、勤務成績が良好であり、かつ、業務上必要がある場合は、再度任用される場合があります。

４ 業務内容

- ・ 障害のある人及びその家族からの一般相談並びに障害福祉サービス等の制度利用に係る相談の対応（主に訪問相談）
- ・ 障害支援区分の認定調査
- ・ その他、課内の事務補助及び課長が必要と認める業務

５ 勤務時間・報酬等

(1) 勤務日

原則、月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除きます。）

(2) 勤務時間

ア ８時３０分から１６時３０分まで（うち、休憩時間６０分）

イ ９時００分から１７時００分まで（うち、休憩時間６０分）

※アまたはイのいずれかを選択することができます。

(3) 報酬

月額：225,500円

※勤務した月の翌月21日（21日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の平日）に支給します。

※勤務時間外に勤務した場合は、時間外勤務手当を支給します。

※欠勤した場合は、欠勤時間分を差し引いて支給します。

(4) 費用弁償

通勤距離が片道2km以上で、自動車その他の交通用具で通勤する場合に、通勤に係る費用弁償を支給します。支給額は通勤距離により異なります。

（例 2km以上4km未満：2,900円、4km以上6km未満：4,000円など、距離に応じて増加）

(5) 期末手当

報酬月額の年間1.45月分を6月と12月にそれぞれ0.725月分ずつ支給します。

※本募集においては12月分のみが対象となりますが、在職期間により支給割合が異なります。

(6) 勤勉手当

報酬月額の年間1.05月分を6月と12月にそれぞれ0.525月分ずつ支給します。

※本募集においては12月分のみが対象となりますが、勤務期間により支給割合が異なります。

(7) 年次有給休暇

任用開始時に、任用期間に応じた日数が付与されます。1日または30分単位で取得できます。その他、有給の特別休暇もあります。

(8) 社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

6 選考方法・試験日時・試験会場

(1) 選考方法

面接試験（15分～20分程度）

(2) 試験日時・試験会場

応募受付後、3日以内に御連絡します（土日祝日を除きます。）。

(3) 選考結果

面接後、5日以内にお知らせします（土日祝日を除きます。）。

7 応募資格・応募方法

(1) 応募資格

ア 普通自動車運転免許を有する方で、かつ、次のいずれかの資格、経験を有する方又はそれに準ずると認められる方

(ア) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方

(イ) 社会福祉士の資格を有する方

(ウ) 精神保健福祉士の資格を有する方

(エ) 保健師の資格を有する方

(オ) 看護師の資格を有する方

(カ) 准看護師の資格を有する方

(キ) 社会福祉主事として2年以上社会福祉事業に従事した方

(ク) (ア) から (キ) までに準ずると認められる方で障害相談員として必要な識見を有する方

イ パソコンのワード・エクセルで文書作成ができる方

ウ 年齢、性別、学歴は問いません。

(2) 応募方法

以下の書類を、持参又は郵送により、柏崎市役所福祉課障害相談係（14番窓口）へ御提出ください。

ア ハローワークの紹介状

イ 市指定履歴書（写真貼付）

ウ 資格のある方は、資格証の写し

8 その他

御不明な点は、担当までお問合せください。

【お問合せ先】

柏崎市福祉保健部福祉課障害相談係（担当：長谷川）

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL：0257-21-2357 FAX：0257-21-1315